

海上保安庁へのお問い合わせ先

海上保安庁 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL:03-3591-6361	第六管区海上保安本部 〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 TEL:082-251-5111
第一管区海上保安本部 〒047-8560 北海道小樽市港町5-3 TEL:0134-27-0118	第七管区海上保安本部 〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 TEL:093-321-2931
第二管区海上保安本部 〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1 TEL:022-363-0111	第八管区海上保安本部 〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901 TEL:0773-76-4100
第三管区海上保安本部 〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 TEL:045-211-1118	第九管区海上保安本部 〒950-8543 新潟県新潟市万代2-2-1 TEL:025-244-4151
第四管区海上保安本部 〒455-8528 愛知県名古屋港区入船2-3-12 TEL:052-661-1611	第十管区海上保安本部 〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1 TEL:099-250-9800
第五管区海上保安本部 〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 TEL:078-391-6551	第十一管区海上保安本部 〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1 TEL:098-867-0118

最寄りの 海上保安部(署)

民間被害者支援団体(全国被害者支援ネットワーク関係)

名称	所在地	電話番号	受付日時
北海道被害者相談室	北海道	011-232-8740	月～金 10時～16時
オホーツク被害者相談室	北海道	0157-25-1137	月～金 9時30分～16時
いわて被害者支援センター	岩手県	019-621-3751	火、金 14時～18時
(社)みやぎ被害者支援センター	宮城県	022-301-7830	火、水、金、土 10時～16時
(社)秋田被害者支援センター	秋田県	018-832-8010	火、水、木 10時～16時
被害者支援センターやまがた	山形県	023-642-7830	火、土 13時～19時
(社)被害者支援都民センター	東京都	03-5287-3336	月～金 9時30分～17時30分 土 10時～16時
(社)いばらき被害者支援センター	茨城県	029-232-2736	月～金 10時～16時
(社)埼玉犯罪被害者援助センター	埼玉県	048-834-8080	月～金 10時～16時
千葉犯罪被害者支援センター	千葉県	043-221-3010	月～金 10時～16時
(NPO)神奈川被害者支援センター	神奈川県	045-228-0783	月、水、土 10時～16時
(NPO)長野犯罪被害者支援センター	長野県	026-233-7830	火、金 15時～19時
(NPO)静岡犯罪被害者支援センター	静岡県	054-209-5533	月～金 10時～16時
(NPO)石川被害者サポートセンター	石川県	076-234-7830	火、木 18時～21時 土 15時～18時
(NPO)福井被害者支援センター	福井県	0776-32-5111	火 15時～19時 土 13時～19時
(社)被害者サポートセンターあいち	愛知県	052-232-7830	月～金 10時～16時
ぎふ犯罪被害者支援センター	岐阜県	058-268-8700	火、木 13時～16時
(NPO)おうみ犯罪被害者支援センター	滋賀県	077-514-1650	金 13時～17時 土 10時～17時
(社)京都犯罪被害者支援センター	京都府	075-451-7830	月、火、木、金 13時～18時
(NPO)大阪被害者支援アドボカシーセンター	大阪府	06-6871-6365	月～金 10時～16時
(NPO)ひょうご被害者支援センター	兵庫県	078-367-7833	火、土 10時～16時
なら犯罪被害者こころの支援センター	奈良県	0743-61-3410	年中無休 10時～15時 月、金 10時～17時
(NPO)紀の国被害者支援センター	和歌山県	073-427-1000	月～金 13時～16時(木のみ18時～21時)
島根犯罪被害者相談室	島根県	0120-556-491	年中無休 9時～22時(土のみ24時間)
被害者サポートセンターおかやま	岡山県	086-245-7832	水、土 13時～16時
広島犯罪被害者心の支援センター	広島県	082-240-7830	木 10時～17時 土 10時～19時
広島被害者支援センター	広島県	082-544-1110	木、土 10時～16時
被害者支援センターハートラインやまぐち	山口県	083-974-5115	火 10時～13時 木 18時～21時
被害者支援センターかがわ	香川県	087-898-9783	水、土 15時～18時
(NPO)被害者こころの支援センターえひめ	愛媛県	089-913-0900	木、土 10時～16時
(NPO)福岡犯罪被害者支援センター	福岡県	092-738-1550	月 19時～21時 土 13時～16時
(NPO)被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	佐賀県	0952-41-2535	月、火、木、金 10時～17時 水 13時～17時
(NPO)長崎被害者支援センター	長崎県	095-820-4977	土 13時～16時
(社)熊本犯罪被害者支援センター	熊本県	096-386-0337	月～金 10時～16時
大分被害者支援センター	大分県	097-532-7711	月 19時～21時
(社)宮崎犯罪被害者支援センター	宮崎県	0985-38-7830	月～金 10時～16時
(社)沖縄被害者支援ゆいセンター	沖縄県	098-866-7830	月、金 10時～16時

犯罪被害者等への支援

海上保安庁

犯罪被害者等支援の取組み

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等に関する基本理念を定め、国が、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定され、平成17年4月に施行されました。

また、平成17年12月、犯罪被害者等基本法に基づく、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための基本方針、重点課題及び具体的施策を定めた「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

海上保安庁では、海上で犯罪が発生した場合は、適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組みを実施しています。

犯罪被害者等支援のための具体的取組み

① 犯罪被害者等への情報提供

被害者連絡制度

犯罪被害者等の方々は、捜査の状況や加害者の処分などの情報の提供を求めています。

海上保安庁は、事件担当捜査員等が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々に連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲内で連絡を実施しています。

② 捜査の過程における配慮

犯罪被害者等支援制度

犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部(署)に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々の付き添い、説明などの犯罪被害者等支援活動を行う「犯罪被害者等支援制度」を運用しています。

事情聴取における配慮

犯罪被害者等の方々からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全の確保、精神的負担の軽減等に配慮し、安心して事情聴取に応じられるよう必要な措置を講じています。

また、性犯罪被害者については、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

③ 経済的負担の軽減

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送費用や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担する等、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めています。

※対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事件取扱い海上保安部等にお問い合わせ下さい。

④ 関係機関との連携協力体制の強化

全国の「被害者支援連絡協議会」へ参画するなど犯罪被害者等への支援に関する情報を共有するとともに、警察、検察庁、民間被害者支援団体等関係機関との連携・協力体制の強化を図ることとしています。

⑤ 犯罪被害者等の支援制度に関する情報提供

海上保安庁における犯罪被害者等の支援制度、警察、検察庁等の支援制度、民間被害者支援団体等における支援への取組みなどをリーフレット・海上保安庁ホームページで紹介しています。

海上保安庁のホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>
警察庁のホームページ <http://www.npa.go.jp/higaisya/index.htm>
法務省のホームページ <http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11.html>

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人事件等の行為により、不慮の死を遂げた人の遺族、身体に重大な重傷又は疾病を受けた被害者及び障害が残った被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その経済的・精神的打撃の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等給付金は警察署又は警察本部に申請しますが、海上における犯罪被害についても警察署等に申請することとなります。

海上における犯罪被害に遭われたの方々に対し、犯罪被害給付制度の説明、給付金の種類及び申請手続きの方法などについて説明し、犯罪被害者等の方々の経済的・精神的負担の軽減に努めています。